

○中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱

令和5年8月15日

告示第54号

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成21年中能登町告示第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造既存建築物 昭和56年5月31日以前に工事が着手された、木造の戸建住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。
- (2) 耐震診断 木造既存建築物の地震に対する安全性の評価をいう。
- (3) 耐震設計 耐震診断の結果に基づく既存建築物の耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断並びに耐震設計の結果に基づき行う既存建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

（補助対象者及び補助対象既存建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存建築物の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者、子である者等その他町長が特に必要と認める者については、この限りではない。）又は、居住者（居住する予定の者を含む。）とし、毎年度予算の範囲内で交付とする。
- (2) 町税を滞納していない者であること。

2 補助金の交付の対象となる木造既存建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の区域内に存する木造の住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震診断及び、耐震設計、耐震改修工事で、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

- 2 補助金は、別表第2に定める補助金限度額を限度と、予算の範囲内において、町長が認める額とする。
- 3 前項の規定による補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 4 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(変更決定)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、第6条の申請書又は当該申請書に添付した書類の内容を変更するときは、又は事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、中能登町既存建築物耐震改修工事費等補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）に変更後等の書類を添付し、町長に提出しな

ければならない。

- 2 町長は、前項の変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ変更の承認の可否を決定し、承認を決定したときは、その旨、補助対象者に中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第9条 補助対象者は、事業（耐震診断・耐震設計・耐震改修工事）が完了したときは、完了後すみやかに、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（請求）

- 第11条 補助対象者は、前条の確定通知書を受けたときは、すみやかに中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金請求書（様式第7号）により町長に提出するものとする。

（代理受領）

- 第12条 補助対象者は補助金の交付の申請及び当該補助金の受領を、耐震改修工事の施工者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助対象者が当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助について代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金額の確定後に補助金交付請求書（代理受領）（様式第8号）並びに請求及び受領に関する委任状（別紙第6号）を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 3 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定による交付があったときは、補助対象者に対し補助金の交付があった

ものとみなす。

(報告、調査及び検査)

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事業区分		補助要件
耐震診断		一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によるもので、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が行うもの
耐震設計		耐震改修工事を施工するために行うもの
耐震改修工事	標準型	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された木造既存建築物 2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの
	段階型	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された木造既存建築物 2 第一段階の耐震改修工事後の耐震診断の

		<p>評点のうち最小の値が0.7以上となるもの、1階の最小の値が1.0以上となるもの、構造的に分離された納屋・土蔵等以外の部分の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの（ただし、第二段階として、耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事を行うものに限る）</p>
--	--	---

別表第2（第5条関係）

区分	補助金の額	
耐震診断	耐震診断に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は12万円を超えないものとする。	
耐震設計	耐震設計に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は20万円を超えないものとする。	
耐震改修工事	令和6年3月31日まで に申請のあったもの	1棟あたり150万円を限度とする。 ただし、150万円未満の場合は耐震改修工事に要する費用以内の額とする。
	令和6年4月1日以降 に申請のあったもの	1棟あたり200万円を限度とする。 ただし、200万円未満の場合は耐震改修工事に要する費用以内の額とする。

様式第 1 号（第6条関係）

年 月 日

中能登町長

補助申請者 住所

氏名

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金の交付を受けたいので、中能登町補助金交付規則及び中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 耐震区分 [耐震診断 ・ 耐震設計 ・ 耐震改修]
(標準型・段階型)
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 事業の実施時期 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 5 添付書類

【耐震診断】

- ① 位置図・平面図
- ② 登記事項証明書
- ③ 建築基準法検査済証
- ④ 事業計画の概要書(別紙第1号)
- ⑤ 経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ⑥ 耐震診断費用見積書
- ⑦ 完納証明書

【耐震設計】

- ① 事業計画の概要書(別紙第1号)
- ② 位置図
- ③ 経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ④ 耐震診断結果
- ⑤ 耐震設計見積書
- ⑥ 完納証明書

【耐震改修】

- ① 事業計画の概要書(別紙第1号)
- ② 位置図
- ③ 現況平面図
- ④ 補強計画図、補強方法を示す書類
- ⑤ 耐震診断結果
- ⑥ 現況のカラー写真
- ⑦ 経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ⑧ 耐震改修工事見積書
- ⑨ 完納証明書
- ⑩ 段階型耐震改修工事を実施する誓約書(別紙第3号)

別紙第1号

【事業計画の概要書(耐震診断 耐震設計 耐震改修工事)】
(標準型・段階型)

1 所有者	住所
	氏名
2 建築物の概要	所在地 中能登町
	階数 地上 階 ・ 地下 階
	各階床面積 1階 m ² 2階 m ²
	延べ床面積 m ²
	建築時期 明治・大正・昭和 年 月 日
	補強前の耐震評点 X方向 Y方向
	補強後の耐震評点 X方向 Y方向
3 診断者	氏名
	()建築士()登録 第 号
	建築士事務所名
	()知事登録 第 号
	所在地
	TEL
4 補強計画作成者	氏名
	建築士事務所名
	()知事登録 第 号
	所在地
	TEL
5 事業に要する費用	(税込み)
6 事業の期間	年 月 日～ 年 月 日

別紙第2号

補助事業の経費配分

(単位：円)

項目名	補助事業に 要する経費	補助対象経費	財源内訳	
			補助金	自己資金
耐震診断 耐震設計 耐震改修 (標準型・段階型)				
合計				

収支予算書

1. 収入 (円)

科目	金額	備考
自己資金		
町補助金		
借入金		
収入合計		

2. 支出 (円)

科目	金額	備考
診断・設計・改修 (標準型・段階型)		
支出合計		

別紙第3号

段階型耐震改修工事を実施する誓約書

中能登町長

現状における上部構造評点(最小値) _____

今回工事後の上部構造評点(最小値) _____

上部構造評点：大規模な地震が発生したときに建築物が倒壊する可能性を現す指標		
上部構造評点が	0.7 未満	… 倒壊する可能性が高い
	0.7 以上 1.0 未満	… 倒壊する可能性がある
	1.0 以上 1.5 未満	… 一応倒壊しない
	1.5 以上	… 倒壊しない

下記の理由により、改修後に倒壊の可能性が残ることを理解した上で、一段階として今回の工事を実施します。

なお、当該理由が解消されれば、上部構造評点を 1.0 以上とする二段階目の工事を実施します。

※該当欄にチェック（その他の場合は（）内に具体的内容を記載してください。）

当面の経済的負担を抑えたいため

家屋内・室内への工事関係者の立ち入りを避けたいため

その他
()

年 月 日

氏 名 印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

中能登町長

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、中能登町補助金交付規則第7条の規定に基づき通知します。

なお、中能登町補助金交付規則第6条に基づく下記の条件を付しますので、事業の実施に遺漏のないように留意願います。

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付の補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業の内容の変更、又は補助事業に要する経費の配分の変更(いずれも町長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、町長の承認を受けること。
- 4 補助事業を中止する場合には、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 6 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は速やかに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- 7 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 8 この補助事業により取得し、又は効用の増加した建築物等については、以上のほか、中能登町補助金交付規則の定めに従わなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

中能登町長

補助申請者 住所

氏名

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金(変更・中止)承認通知書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定のあった中能登町木造
既存建築物耐震改修工事費等補助について、下記のとおり(変更・中止)をしたいので、
承認されたく、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条の規
定により申請致します。

記

1 (変更・中止)の理由

2 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引(追加・減額)申請額	円

3 その他
(変更箇所の図面等)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

中能登町長

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付、変更交付申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、中能登町補助金交付規則第7条の規定に基づき通知します。

なお、中能登町補助金交付規則第6条に基づく下記の条件を付しますので、事業の実施に遺漏のないように留意願います。

記

- この補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付の補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 補助事業が完了したときは速やかに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- この補助事業により取得し、又は効用の増加した建築物等については、以上のほか、中能登町補助金交付規則の定めに従わなければならない。

様式第 5 号（第9条関係）

年 月 日

中能登町長

補助申請者 住所

氏名

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等事業（耐震診断・耐震設計・耐震改修工事（標準型・段階型））が完了したので、中能登町補助金交付規則第 1 3 条の規定に基づき関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施期間
年 月 日 着工
年 月 日 完成
- 2 交付決定を受けた額 円
- 3 補助事業の効果
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 耐震診断結果報告書 ※1
 - (3) 耐震設計図（耐震基準が判断できる図面） ※2
 - (4) 工事工程及び完成写真（施工箇所ごとの施工前、施工後及び完成時が確認できるもの） ※3
 - (5) 契約書（請書・注文書・領収書）写し
 - (6) その他

※ 1：耐震診断事業のみ

※ 2：耐震設計のみ

※ 3：耐震改修工事（標準型・段階型）のみ

別紙第4号

収支決算書

1. 収入 (円)

科目	金額	備考
自己資金		
町補助金		
借入金		
収入合計		

2. 支出 (円)

科目	金額	備考
診断・設計・改修 (標準型・段階型)		
支出合計		

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

中能登町長

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金確定通知書

年 月 日付 実績報告のあった中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金については、中能登町補助金交付規則第14条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

中能登町長

（補助事業者）住 所

氏 名

中能登町木造既存建築物耐震改修等工事費等補助金請求書

年 月 日付 第 号により補助金の額の確定通知があった中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金として、次の金額を交付されるよう中能登町木造既存建築物改修工事費等補助金交付要綱第11条の規定により請求いたします。

請求額 _____ 円

振込先銀行		支店名	
受取人 (補助事業者)	預金目	口座番号	
	フリガナ 氏名		

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

中能登町長

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の織・氏名)

補助金交付請求書（代理受領）

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金に係る事業について、中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第12条の規定により補助金の交付を請求します。

記

耐震改修工事費	円
補助金交付申請額	円

(付記) 上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください

1	ふりがな			
	口座の名義			
2	金融機関名		支店名	支店
3	口座の種類及び番号	普通・当座		

(申請者に関する記載)

申請者住所	
申請者氏名	

別紙第6号

請求及び受領に関する委任状

中能登町長

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金の交付の請求及び受領について、
下記のとおり委任します。

記

1 委任者

住 所

(ふりがな)

氏 名

㊞

2 受任者（耐震改修工事の施工者）

所在地

会社名

(ふりがな)

氏 名

㊞

3 委任する金額

補助金交付申請額

円

様式第 1 号 (第6条関係)

様式第 2 号 (第7条関係)

様式第 3 号 (第8条関係)

様式第 4 号 (第8条関係)

様式第 5 号 (第9条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)

様式第 8 号 (第12条関係)